

八選告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、八幡浜市条例制定請求者署名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供する。

平成27年12月21日

八幡浜市選挙管理委員会

委員長 菊池省三



- 1 縦覧期間 平成27年12月23日から同年12月29日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 縦覧場所 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市役所八幡浜庁舎2階 202会議室